

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

## 広島県規則第七号

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (条例別表の規則で定める事務)

第二条 条例別表の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。）第二条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち私立のもの（同条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、私立の高等学校等の生徒の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第二条第二項第二号、同条第三項及び第四項第二号において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表の高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した生徒に対する授業料の負担を軽減するための補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。

一 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

3 条例別表の高等学校等のうち国公立のもの（就学支援金法第二条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、国公立の高等学校等の生徒の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表の高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した生徒に対する授業料の負担を軽減するための補助金の交付に関する次

に掲げる事務とする。

一 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

5

条例別表の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号。以下「就学奨励法」という。）第二条第一項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を除く。）であつて規則で定めるものは、県又は県に包括される市町の設置する特別支援学校に就学する児童、児童又は生徒の保護者等（児童、児童又は生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）に対して支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

6

条例別表の県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）による授業料等の減免に関する事務であつて規則で定めるものは、県立学校の授業料等に関する条例第四条の規定による授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7

条例別表の県立の中学校における学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費の援助に関する事務であつて規則で定めるものは、県立の中学校の生徒の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する学校給食費の援助の認定に関する事務とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。